

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	選挙公報の個別ポスティングのための区広報紙個別ポスティング名簿の目的外利用及び業務委託について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

◇第11条第2項第5号（目的外利用）

**【報告】**

◇第14条第1項（その他の委託）

（担当部課：選挙管理委員会事務局）

## 事業の概要

事業名	選挙公報ポスティング業務
担当課	選挙管理委員会事務局
目的	公職選挙法第 170 条第 2 項に基づき、選挙公報の新聞折込み配布を補完する措置として、新聞を購読していない方に対するポスティング配布を行い、広く選挙情報を提供する。
対象者	新聞（朝日・産経・東京・日本経済・毎日・読売）を購読していない者であって、外出の困難なため選挙公報を入手できない方
事業内容	<p>選挙公報（最高裁判所国民審査公報を含む）は新聞 6 紙折り込み配布のほか、区の主要施設、区内の駅等で配布しているが、新聞を購読していない高齢者・障害者等であって、外出の困難な区民は、選挙公報が入手できない状況であるため、宅配の事業（ポスティング）を行う。</p> <p>区広報「広報しんじゅく」において、先行して平成 20 年度より同様の趣旨によるポスティング事業を実施しているため、区広報の名簿を利用して事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 選挙公報の概要 選挙の都度発行</li><li>2. 配布方法 対象者名簿により自宅ポストに投函</li></ol>

別紙(目的外利用関係)

- ◆1. 目的外利用(第 11 条第 2 項第 5 号関係)・・・諮問事項
- ◇2. 緊急の目的外利用(第 11 条第 5 項関係)・・・事後報告

件名 選挙公報の個別ポスティングのための区広報紙個別ポスティング名簿  
の目的外利用について

保有元及び保有情報		利用先及び利用情報	
保有課	区政情報課	利用課	選挙管理委員会事務局
登録された個人情報業務の名称	広報紙個別ポスティング業務	登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	選挙公報ポスティング業務
情報はどのような媒体に記録されているか	紙	情報はどのような媒体で提供を受けるのか	紙
登録業務で保有している情報項目は何か	住所 氏名 電話番号	左欄のうち利用する情報項目	住所 氏名 電話番号
何のために保有しているのか	区広報紙のポスティングを希望する区民への配布のため	何のために目的外利用するのか	選挙公報(最高裁判所国民審査公報を含む)を個別ポスティングするため
緊急時の利用の場合における本人通知の状況	***** *	目的外利用の時期・期間	平成21年7月から以降継続

**件名 選挙公報の個別ポスティング業務委託について**

保有課(担当課)	選挙管理委員会事務局
登録業務の名称	選挙公報ポスティング業務
委託先	区広報紙個別ポスティング業務の契約業者(随意契約)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	住所・氏名・電話番号
委託理由	新宿区広報紙「広報しんじゅく」のポスティング希望者に、選挙公報(最高裁判所国民審査公報を含む)を配布するため
委託の内容	選挙公報(最高裁判所国民審査公報を含む)を自宅にポスティングする。
委託の開始時期及び期限	平成21年 7月から 以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する。 2 提供された情報は施錠できるキャビネットに保管する。

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## (業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## (監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## (従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## (事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## (公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## (損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。